令和８年（フ）第４２６０号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目９番５号
リーデンベール阿倍野
債務者　濱田　喜男
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３１１号
大阪市西淀川区中島１丁目20番26―203号
債務者　西川　浩史（法定代理人成年後見人尾崎博彦）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４２６号
大阪市北区中津５丁目２番26号　ツインズアイジツ　401号室
債務者　北川　晃輔
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４３５号
大阪府門真市宮野町14番19号
債務者　山本　真実
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９４号
和歌山県岩出市金池163番地の１
債務者　山本　祐貴
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０１号
和歌山市吐前565番地３
債務者　岩島　　詔
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１６号
和歌山県岩出市岡田61番地（105号）
債務者　村井由起子（旧姓池田、土山）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３２９号
和歌山県橋本市原田165番地の１
債務者　山本　清美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１２６０号
東京都八王子市元横山町１丁目24番14号ＳＫコーポ102号
債務者　瀧　　道子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3648番地２、前住所埼玉県入間市大字仏子398番地４　メゾン・エトワールⅠ305
債務者　久場　稜子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１９号
宮崎県都城市鷹尾一丁目25街区65の５号
債務者　藤川　勇人
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第２３９号
新潟市東区上木戸４丁目15番22号
債務者　鶴若　勝紀
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３２号
新潟市東区江南３丁目５番地45　ハイツ江南208号、前住所新潟市中央区浮洲町4757番地中村アパート101号
債務者　今井　敬子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５号
岐阜県高山市桐生町４丁目268番地　介護老人保健施設それいゆ、住民票上の住所岐阜県高山市上野町1065番地２　（前住所）岐阜県高山市下切町438番地　大沢住宅７号
債務者　ながせ冷凍空調サービスこと　長瀬　英男
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第３６号
岐阜県高山市日の出町三丁目49番地２　日の出ハイツ１－１、前住所愛知県江南市古知野町日の出186番地　サンライズ186　103号
債務者　洞口　烈夏
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
三重県四日市市新正五丁目２番22号　シティハイツ新正Ｂ－１Ｃ、前住所三重県四日市市河原田町260番地２　メゾン・プラージュ201
債務者　森田　拓也
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８２号
三重県四日市市新正五丁目２番22号　シティハイツ新正Ｂ－１Ｃ、前住所三重県四日市市河原田町260番地２　メゾン・プラージュ201
債務者　砂塚　美沙
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係